

労働法セミナーのご案内

平素は当労働基準協会支部の事業につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「働き方改革」が施行されてから7年目になります。言葉自体は既に耳にしたことがあるかと思いますが「実際に何をどうすれば良いの？」となりませんか？

中でも、一番大事なのは労働時間です。そこで、その労働時間制度を的確に理解し、労働時間管理の方法等を適切に実施するということが事業主の責務です。

そういう積み重ねが「生産性の向上」にも繋がり、さらには「自分の会社から過労死を出さないという意識の向上」にもなります。そうすることによって快適職場になり健康経営にもなっていくと思います。

是非、この機会を利用して労働時間制度を深く理解して頂ければ幸いです。

- 1 日 程 江戸川会場 令和7年11月 4日(火)
亀戸会場 令和7年11月11日(火)
- 2 時 間 各会場とも午後1時30分から午後4時30分まで(受付開始は午後1時より)
- 3 場 所 江戸川会場：タワーホール船堀3階「303会議室」
江戸川区船堀4-1-1(船堀駅前)
亀戸会場：亀戸文化センター(カメラプラザ)「5階第2研修室」
江東区亀戸2-19-1
- 4 定 員 各会場40名(定員になり次第締め切りさせていただきます)
- 5 受講料 会員：無料 一般：2,200円(消費税、資料代含む)
- 6 講 師 田原さえ子氏(特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元主任労働基準監督官)
- 7 内 容
 - (1)労働時間(①労働時間になるものならないもの、②法定労働時間と所定労働時間、③兼業・副業の労働時間、④1か月単位の変形労働時間制・フレックスタイム制、⑤時間外労働・上限規制、⑥管理監督者、など)
 - (2)休日(①法定休日と所定休日、②振替休日と代休、③所定休日労働は時間外労働、など)
 - (3)36協定(①協定当事者、②協定項目ごとの留意点、③特別条項付き協定、など)
 - (4)休憩(①一斉休憩、②休憩時間になるものならないもの、など)
 - (5)年次有給休暇(①付与日数・時効、②付与の要件、③取得義務化、④基準日の統一、など)
 - (6)その他
- 8 申込方法 WEBにてお申し込みください。
<https://toukiren.or.jp/seminar/entrance.html?smi=151>



返信されたメール受講票を受講当日に受付にご提出又はご提示ください

連絡先：亀戸労働基準協会支部 江戸川区中央1-8-1 内宮ビル5F TEL03-5607-7886

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/kameido>

江戸川労働基準協会支部 江戸川区中央1-8-1 内宮ビル5F TEL03-5678-8048

<http://www.edogawaroukikyo.jp>